

一般事業主行動計画

2015.8.1 ~ 2018.07.31

雇用環境の整備に関するもの

1. 子育てを行う労働者等の職業生活との両立を支援するための雇用環境の整備

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働、深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの制度の徹底

対策と実施

イ. 会議などを通じて幹部職員の理解周知を図る。

月曜朝礼及び月曜幹部会議などにおいて理解を求めるために周知する。

ロ. 従業員へ職業生活と家庭生活を支援する制度の周知徹底を図り、次世代育成支援を推進する。

伝達掲示板に次世代支援内容を掲示して従業員に周知する。

ハ. 実施記録を作成する。

産前産後休業、育児・介護休業の実施記録を保管する。

2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

所定外労働の削減のための措置の実施

対策と実施

イ. 業務の効率を円滑に行い間接業務の所定外労働の削減を図る。

日々の業務遂行を時間的に計画して残業を少なくするようして2%労務削減に努める。

ロ. 全体として毎週水曜日はノー残業デーとなるよう努力義務とする。

業務遂行する上で工期短縮の努力目標があるが、効率効果を上げる中に2%労務削減の努力目標の一端として、毎水曜日はノー残業デーとなるように努める。

次世代育成支援対策推進法に基づく取組みとして、ご理解とご協力をお願いします。